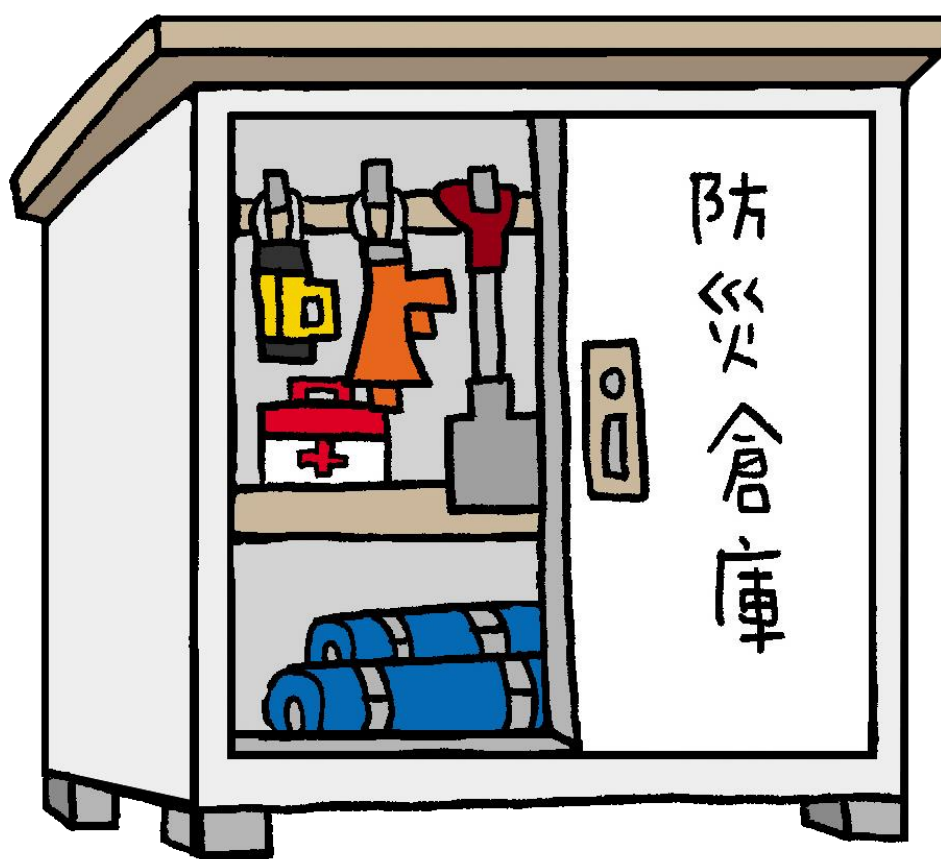


自主防災組織補助金 交付申請等について



小千谷市

○手続きについて

(1) 概要

- ・制度について 自主的な防災活動を行うため、自主防災組織が行う防災資機材の整備に要する経費に対して補助金を交付するもの。
- ・補助対象者 市内自主防災組織
- ・補助金額の上限 下表のとおり

期数	交付限度額	補助率
1期目	20万円に、自主防災会を構成している世帯数に300円を乗じて得た額を加算した額	購入額の70%
2期目以後	30未満の世帯数で構成される自主防災会 15万円	購入額の50%
	30以上200未満の世帯数で構成される自主防災会 20万円	
	200以上500未満の世帯数で構成される自主防災会 25万円	
	500以上700未満の世帯数で構成される自主防災会 30万円	
	700以上の世帯数で構成される自主防災会 35万円	

※補助金の交付枠の算定基準となる世帯数は、補助金交付年度の4月1日現在の数とする。

※交付決定年度から5年を経過した場合、次期枠の移行を可能とする。

(令和4年に2期目へ移行→令和9年に3期目へ移行可能。)

※前期交付枠の配分額の残額は、次期交付枠に加算しない。

(2) 注意事項

- ・自主防災会長の名前で申請してください。
- ・修正可能な「鉛筆」や「消せるボールペン」等で記入しないでください。
- ・防災資機材を発注、購入する前に必ず申請を行ってください。
- ・補助対象となる資機材は、組織として共用するもので、個人に配布するものは対象外とします。
- ・補助対象になるか不明確な場合は、事前に防災安全課までお問い合わせください。
- ・購入予定資機材の合計金額に補助率を乗じた金額(1円単位)を補助金額とします。ただし、小数点以下切り捨てとなります。
- ・業者や店舗から発行される書類(見積書、納品書、領収書)の宛名については「○○自主防災会」等とし自主防災会名で受領してください。
- ・補助金の支払いは、補助事業実績報告書を受領後、口座への振込みとします。
- ・申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状が必要になります。

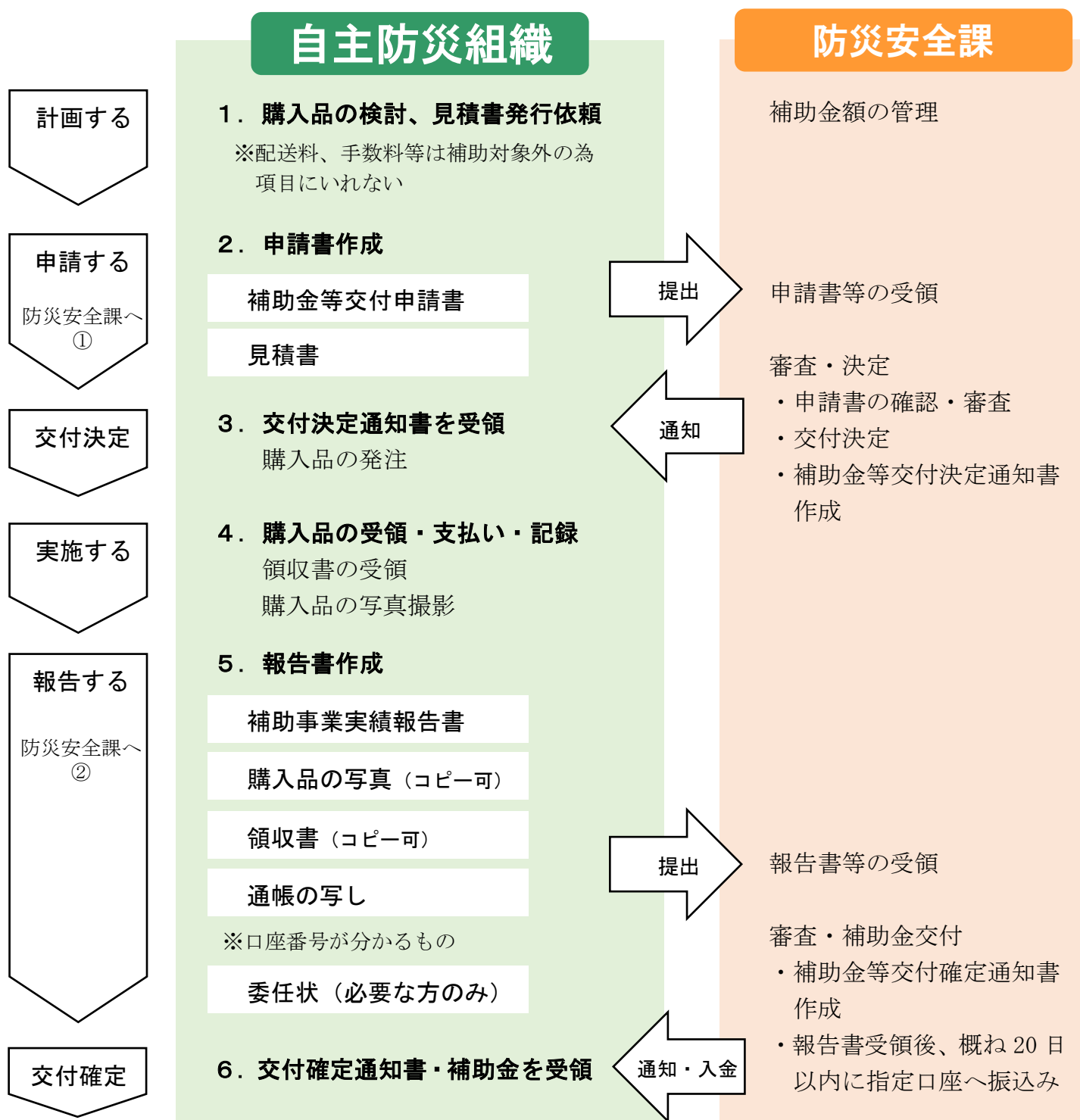
(3) 交付の優先について

- ・各年度の6月までを優先交付決定期間とし、予算の範囲を超えての申請があった場合、下記の優先順位において交付決定を行う。
- ・優先交付決定後は申請書類を準備できた組織から予算の範囲内で交付する。

【交付を決定する順位】

1. 補助金の交付の枠が1期目の組織
2. 前年度に交付申請を棄却(却下)決定した組織

(4) 申請手順



①補助金等交付申請書 【記入例】

様式第1号(第3条関係)

補助金等交付申請書

補助金等の交付を受けたいので、小千谷市補助金等交付規則により、次のとおり申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

小千谷市長 あて

(〇〇年度)

1 申請者	住 所	小千谷市城内2丁目7番5号			
	氏 名 (名称、代表者)	小千谷自主防災会 会長 小千谷 太郎 電話(0258)83-3515			
2 補助事業の名称	自主防災組織防災用品整備事業				
3 補助事業の目的	防災物品の購入整備により、防災活動の推進を図る。				
4 補助事業の内容	消防ホース格納箱などの購入				
5 交付申請額	42,000円	6 完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
7 交付申請額の算出基礎	小千谷市自主防災組織補助金交付要綱による				
	60,000円×70%=42,000円				
8 補助事業費の内訳	収 入		支 出		
	項 目	金 額(円)	項 目	金 額(円)	説 明
	市補助金	42,000	消防ホース格納箱	50,000	1台
	防災会負担	18,000	消防ホース	10,000	1本
	計	60,000	計	60,000	

※市の補助金額は、【合計×補助率】で算出します。

見積書と記載を合わせること。
配送料や設置料、廃棄料は対象外となるため注意すること。

9 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 事業計画図 <input type="checkbox"/> 位置図 <input checked="" type="checkbox"/> 見積書
--------	---

※自主防災会の組織編制、規約については自主防災組織連絡協議会登録台帳にて確認

(担当印 印)

②補助事業実績報告書 【記入例】

様式第6号(第9条関係)

補 助 事 業 実 績 報 告 書

令和〇〇年 〇月〇〇日付け 第〇〇号-2で交付決定のあった補助事業が完了(を廃止)したので、小千谷市補助金等交付規則により、次のとおり報告します。

令和〇〇年〇月〇〇日

小千谷市長 あて

(〇〇年度)

1 補助事業者	住 所	小千谷市城内2丁目7番5号			
	氏 名 (名称、代表者)	小千谷自主防災会 会長 小千谷 太郎 電話(0258)83-3515			
2 補助事業の名称	自主防災組織防災用品整備事業				
3 交付決定額及びその精算額	交 付 決 定 額	42,000円	精 算 額	42,000円	
4 事業完了年月日	令和〇〇年 〇月〇〇日				
5 補助事業精算内訳	収 入		支 出		
	項 目	金 額(円)	項 目	金 額(円)	説 明
	市補助金	42,000	消防ホース格納箱	50,000	1台
	防災会負担	18,000	消防ホース	10,000	1本
	計	60,000	計	60,000	
6 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 完成写真 <input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 振込口座の預金通帳(コピー可) <input checked="" type="checkbox"/> 委任状				

私は、補助金等を次の金融機関に口座振込することを申出します。

金融機関名	第四北越 (銀行・信用組合・金庫・農協) 小千谷中央 (本店・支店・支所)				
口座名義	小千谷町内会 会計 小千谷太郎	口座番号	普通	No. 0123456	
	口座名義人が異なる(同一人物であっても、役職などが異なる)ため、委任状が必要となります。				

③委任状 【記入例】

委任状

小千谷市長 あて

委任者

住 所 小千谷市城内2丁目7番5号

氏 名 小千谷自主防災会 会長 小千谷 太郎 ㊟
(名称、代表者)

電話番号 83-3515

私は小千谷市から支払われる自主防災組織防災用品整備事業に対する補助金について、受領に関する権限を下記のとおり委任します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

記

受任者

住 所 小千谷市城内2丁目7番5号

氏 名 小千谷町内会長 小千谷 太郎

電話番号 83-3515

口座名義 オヂヤチョウナイカイ カイケイ オヂヤ タロウ

※受任者については、振込される口座名義人の住所、氏名等を記載してください。

補助対象となる資機材一覧【参考】

情報収集・情報伝達
携帯無線機（トランシーバー）
携帯用ラジオ
拡声器
住宅地図

避難誘導
のぼり旗
ヘルメット
作業着・防災服
腕章
誘導棒
懐中電灯
リヤカー・一輪車
車いす

初期消火
可搬式動力ポンプ
簡易防火水槽
消火器
バケツ
消防ホース
消火栓格納箱

救命・救護
はしご
ロープ
スコップ
ジャッキ
バール
チェーンソー
ハンマー
カケヤ
工具セット
AED(バッテリー・パッド含む)
救護箱
救命胴衣
毛布
シート
担架
ストレッチャー

避難所
発電機・蓄電池
携行缶
投光器
テント
コードリール
冷風機
暖房機
防災倉庫
浄水器
カセットコンロ
体温計
炊飯設備
生理用品
簡易トイレ・携帯トイレ
簡易ベッド
椅子・机

その他市長が認めたもの

※消耗品は対象外ですが、災害時に用いる資機材と認められるものは対象となります

※エアコンなどの設備は対象外です

※配送及び購入に係る手数料、廃棄料は対象外です

※上記に記載のない防災資機材については、防災安全課までご相談ください